改正後	改正前
一～四　［略］ 五　陸上幕僚副長、陸上幕僚監部人事教育部長、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備計画部長、陸上総隊司令部幕僚長、北部方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚長、師団長、旅団長、陸上自衛隊富士学校長、陸上自衛隊関東補給処長、陸上自衛隊教育訓練研究本部長、陸上自衛隊教育訓練研究本部副本部長、陸上自衛隊補給統制本部長及び陸上自衛隊補給統制本部副本部長 六～十　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	一～四　［同上］ 五　陸上幕僚副長、陸上幕僚監部人事教育部長、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備計画部長、陸上総隊司令部幕僚長、北部方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚長、師団長、旅団長、陸上自衛隊富士学校長、陸上自衛隊関東補給処長、陸上自衛隊教育訓練研究本部長、陸上自衛隊教育訓練研究本部副本部長及び陸上自衛隊補給統制本部長 六～十　［同上］

（防衛省職員の災害補償に関する省令の一部改正）

第三条　防衛省職員の災害補償に関する省令（昭和四十一年総理府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 この府令は、公布の日から施行し、昭和四十一年七月一日から適用する。	**附　則** 1　この府令は、公布の日から施行し、昭和四十一年七月一日から適用する。 2　当分の間、法附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される自衛官に対する第一条第一号の規定の適用については、「加算した額」とあるのは、「加算した額）から法附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第八項第一号及び第三号に定める額並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）附則第六項から第八項までに定める額の合計額を控除した額」とする。

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第四条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前

別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	三〇人	四八人	五三人	一九八人	一一二人	一六四人	四四七人	五一人	三八人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一五	一二	三三	四九	四二	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一六	一〇	三八	五三	六	四
防衛研究所		一	二	三	八	二	一八	六		
統合幕僚監部		一	四	二	八	一六	二四	一〇三	八	

別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	三〇人	五一人	四六人	一九八人	一一三人	一五九人	四四三人	四三人	四〇人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一五	一二	三三	四九	四二	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一六	一〇	三八	五三	六	四
防衛研究所		一	二	三	八	二	一八	六	一	
統合幕僚監部		一	三	三	八	一四	二四	九三	八	